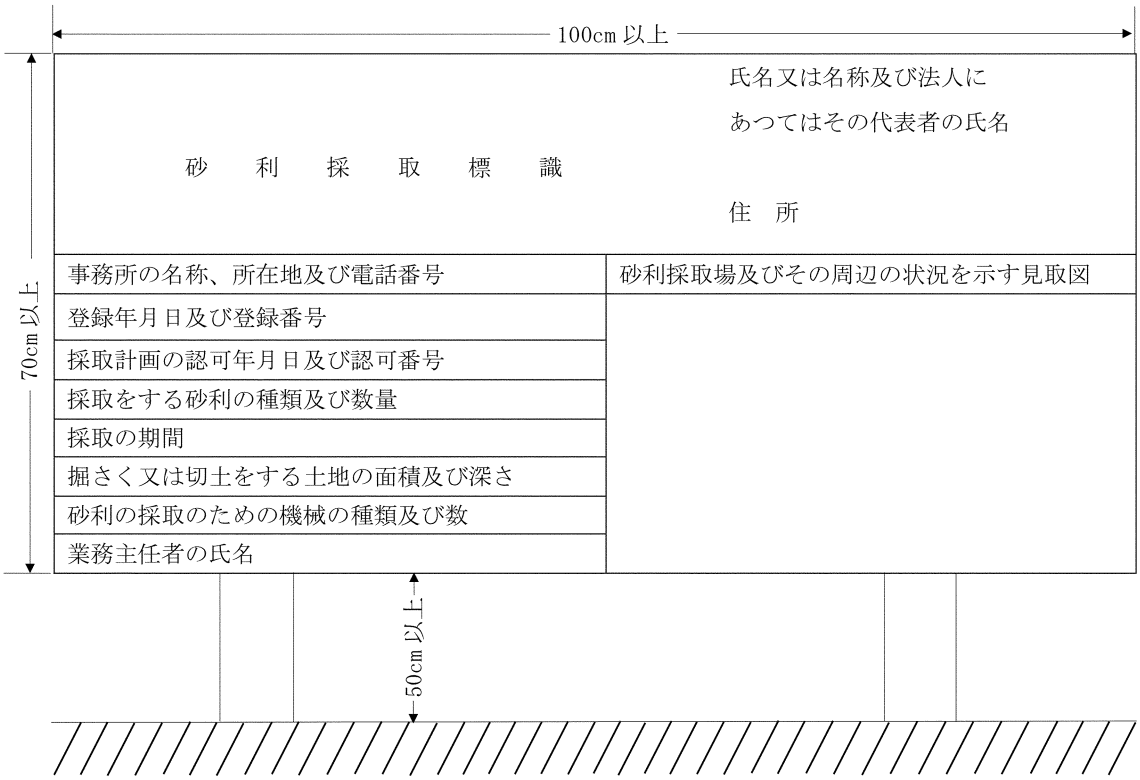
様式第５

様式第五を次のように改める。



（備考）「採取計画の認可年月日及び認可番号」の欄には、認可者が河川管理者である場合には、当該砂利採取場を監督する関係事務所名を併記すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に砂利採取業者が掲げているこの省令による改正前の砂利の採取計画等に関する規則様式第五による標識は、この省令による改正後の砂利の採取計画等に関する規則様式第五による標識とみなす。